

4 履修案内  
1－2 専攻科目

(2014年度入学者から適用)

# 法学部履修案内

(2014年度入学者から適用)

大学における法学教育の目的は、法的な知識の修得と応用を通じて広く法的思考力と正義感覚を養い、また、社会の基本構造と政治機能の認識を深めて、健全な常識と柔軟な思考力を身につけた自主的・自律的な社会人（市民）を養成することにあります。

法学部の専門分野である法学・政治学・行政学の特徴は、他の学問分野に比較して専門的・技術的性格が強く、また、体系的思考が要求されることにあります。このため、法学部の授業では、第一に、法学・政治学・行政学等の専門的内容を理解するために必要な基礎的知識や基本的な考え方についての教育（専門基礎教育）を重視することとして、全体的にカリキュラムを精選するとともに、科目の配当年次等を調整しています。

第二に、その対象とする我々の人間社会は、今日、高度な国際化・情報化・多様化の波に襲われ大きく揺れ動いています。したがって、みなさんは社会の動きに絶えず関心を持って鋭敏な問題意識を醸成しながら、まず基本的な科目を履修して法や政治の基本的仕組みを認識し、それを踏まえたうえで、将来の進路に関連の深い、より専門的な科目を選択して特定の社会領域や先端的な領域における法や政治・行政の機能と運用を学ぶ、という段階的な学修を心掛けなければなりません。法律学科・自治行政学科の各カリキュラムは、このような段階的な学修に配慮して構成され、各科目に学年配当が付されているのです。

第三に、学修や科目選択の機会が広がり、みなさんの「学修スタイル」にあわせて学べる Semester 制度を設ける一方、学修効果を高め、着実な単位修得を促進するという観点から、各 Semester に履修登録をすることができる単位数に上限を設けています。

この結果、みなさんが授業科目を履修する際、多くの時間割上の余裕が生まれることになります。そうした空き時間は、講義の予習・復習、ゼミナール等の発表のための調査・準備等、自分なりに工夫をして計画的に利用する必要があります。そのために、図書館や法学部資料室、法学部学生研究室等の施設をぜひ有効に活用してください。

最後に、法学部では少人数教育による教師と学生との相互的・直接的な学修交流を重視し、1年次から2年次（第3 Semester）に「基礎演習」、2年次（第4 Semester）から4年次までは「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を置いています。このように、4年間を通じてゼミ形式の授業を受けられる仕組みとなっています。そのほか、法学・政治学に関連する英語を学ぶ「法学政治学英語特講」も1年次から履修することができます。外国の法律学や政治学を学ぶために、また、海外留学の準備としてもこれらの科目を積極的に活用すると良いでしょう。

# 法律学科履修案内

(2014年度入学者から適用)

## 【カリキュラムの特色】

法律学科のカリキュラムは、まず、みなさんの、自らの社会に対する興味・関心を喚起し、次いで、みなさんが法体系全体の基本となっている憲法・民法・刑法を基礎から丹念に学修し、そこから特別法ないし特殊な領域の法へと学修の対象を広げていくことができるように、構成されています。

2年次からはコース制をとっています。みなさんは、各自の将来の進路や問題関心に応じて、「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のいずれかを選択することになります。

「法律職コース」は、裁判官、弁護士、検察官等の狭義の法律職（「法曹」と呼びます）を目指す者のほか、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、税理士、裁判所職員、法律事務所職員等の広義の法律職又はその補助職（「隣接法律専門職」と呼びます）を希望する者を対象としたコースです。憲法・民法・刑法等の基本六法を中心として、それらをより専門的に学ぶ特講科目や実務的な法律科目を重点的に履修することにより、法律の解釈・適用をめぐる問題を実践的に学修することを目的としています。

「企業法務コース」は、現代社会を支える企業活動の担い手として、経営・取引実務上必要とされる法学的素養を備えた人材の養成を目指したコースです。民法・商法を中心として、経済法、消費者法、知的財産法等の科目を重点的に配置しています。また、「関連科目」中の経済学系の科目を合わせて履修することにより、現代の企業社会への認識を深めながら、広く企業・経営実務をめぐる法律問題を学修することができます。

「現代社会コース」は、現代社会に生起する多様な法現象を網羅するように科目を配置して、みなさんが先端的な社会問題に対応することができる能力を育成することを目的とします。他のコースよりもやや選択の幅を広くしているので、各自の関心に応じて、特定領域に特化した学修をすることも、また、領域を限定せずに網羅的な学修をすることも可能です。法律職や企業活動などに限らず、公益的な活動や市民としての活動に問題関心のある者を対象としたコースです。

以上のようなコース制のほか、みなさんの多様な進路選択に対応するために、次のような仕組みを用意しました。

英語を重点的に学修して将来に生かしたいと考えている人に向けて、「法学政治学英語特講」など、英語を集中的に学ぶことのできるクラスを設けています。

法曹を目指し法科大学院への進学を希望する人や、隣接法律専門職の資格試験に挑戦する人を主な対象として、「法曹養成プログラム」を設けています。このプログラムに登録した学生は、民法・刑法を重点的に学修するクラスを受講できるほか、一部の科目を先取りして履修することができます。

## 【履修の心構え】

法律学科はコース制をとっているため、みなさんはコースの選択に関心を奪われがちです。しかし、憲法・民法・刑法が1・2年次のA群科目に重点的に配置されていることは、どのコースにも共通しています。これは、憲法・民法・刑法をしっかり学修することが、それ以外のすべての法律系科目を学ぶ上での基盤となるからです。このことを忘れないで取り組んでください。

コース制の特色は、特にB群・C群に配当される科目の違いとなって現れています。私たちは、みなさんが早い時期から将来の進路や勉強方針をじっくり考えて、それに相応しい効果的な内容の学修に取り組むことを期待しています。そのためにも、1年次の授業科目の履修のときから、目的意識をもって主体的に授業に臨むようにしてください。

コースの選択は2年次の履修科目登録時に行いますが、各コースとも定員はなく、各自の希望により自由に選択することができます。みなさんが学修を重ねていく途中で進路志望や問題関心が変わるということもありえます。その場合には、コース選択後の各年度開始時にコースを変更することも可能です。ただし、各コースによって卒業要件となる履修科目と修得単位の内容に違いがありますので、コースの変更は、既修得単位などを点検しつつ、慎重に行ってください。

法曹を志望する者は、法科大学院に進学して勉強を重ね、司法試験を受験するのが現在の一般的なコースです。司法書士や税理士など隣接法律専門職の志望者も、それぞれの国家試験を受験する必要があります。これらの道に進むことを希望する学生は、将来の進学・受験を見据えて、法学部在籍中に基本的な法律科目をしっかりと学んでおくことが重要となります。「法曹養成プログラム」はそのための補助手段です。もっとも、受験科目に過度に集中するのではなく、

幅広い諸科目を勉強しておくのもまた、大切なことです。

【各授業科目区分の概要】

学科	授業科目区分		概 要
法律学科	共通教養科目	F Y S	専攻科目を学ぶための基盤・前提として、市民あるいは専門職業人としての幅広い教養を培うことをねらいとする科目群
		外国語科目	
		人文の分野	
		社会の分野	
		自然の分野	
		人間形成の分野	
		共通テーマ科目	
	専攻科目	A群科目	法学・政治学を学ぶうえでもっとも重要かつ基本的な科目群
		B群科目	法学・政治学を学ぶうえでもっとも重要な科目群で、主に次のような内容のもの
			① 法学・政治学の基礎的な知識や考え方を学ぶためのもの
			② 先端的、応用的な法現象、政治現象を学ぶためのもの
			③ 少人数の演習形式により、法学・政治学の基礎的な素養を身につけるためのもの
		C群科目	法学・政治学をより専門的に学ぶための科目群で、主に次のような内容のもの
法学部 ゼミナール		少人数の演習形式により、法学・政治学の専門的な知識・技能を身につけるためのもの	
法学政治学 英語特講	少人数の演習形式により、英語力を集中的に身につけるためのもの		
その他	法学・政治学の専門的・応用的な知識を学ぶためのもの		
	関連科目	他学部設置の法学・政治学の隣接科目及び「情報処理」	

## 履修系統図（法律学科）

### 法律職コース

		1年次	2年次	3～4年次	身につく力	
共通教養科目		FYS, 哲学Ⅰ・Ⅱ, 世界史Ⅰ・Ⅱ, 社会学Ⅰ・Ⅱ, 現代社会思想論Ⅰ・Ⅱ, 経済学Ⅰ・Ⅱ, 文化人類学Ⅰ・Ⅱ, 公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲ			市民あるいは専門職業人としての幅広い教養	
専攻科目	A群科目	現代社会と法, 憲法Ⅰ・Ⅱ, 民法入門, 民法基礎A, 刑事法入門	憲法Ⅲ・Ⅳ, 民法基礎B・C, 刑法Ⅰ・Ⅱ	家族法, 刑法Ⅲ・Ⅳ, 民事訴訟法Ⅰ, 刑事訴訟法Ⅰ	法学・政治学を学ぶうえでもっとも重要かつ基本的な科目群	
	B群科目	政治学入門, 法学部入門演習, 法学部基礎演習Ⅰ	行政法Ⅰ・Ⅱ, 会社法Ⅰ・Ⅱ, 商法Ⅰ・Ⅱ, 国際法Ⅰ・Ⅱ, 日本政治, 法学部基礎演習Ⅱ	民事訴訟法Ⅱ, 刑事訴訟法Ⅱ, 法哲学Ⅰ・Ⅱ, 法社会学Ⅰ・Ⅱ, 比較法Ⅰ・Ⅱ, 労働法Ⅰ・Ⅱ, 社会保障法Ⅰ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法学・政治学の基礎的な知識や考え方。</li> <li>・先端的, 応用的な法現象, 政治現象に関する知識</li> </ul>	
	C群科目	日本近現代法史Ⅰ・Ⅱ	環境法Ⅰ・Ⅱ, 消費者法Ⅰ・Ⅱ, 比較政治学Ⅰ・Ⅱ, 国際政治学Ⅰ・Ⅱ, 日本政治史, 法学部ゼミナールⅠ	英米法Ⅰ・Ⅱ, 手形・小切手法, 経済法Ⅰ・Ⅱ, 国際法Ⅲ・Ⅳ, 日本政治思想史Ⅰ・Ⅱ, 法学部ゼミナールⅡ・Ⅲ	法学・政治学の専門的な知識・技能	
		法学政治学英語特講Ⅰ～Ⅳ	法学政治学英語特講Ⅴ・Ⅵ	法律学特修（民法）Ⅰ・Ⅱ, 法律学特修（刑法）Ⅰ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語力</li> <li>・法学の専門的・応用的な知識</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的思考力と正義感覚</li> <li>・法体系全体を俯瞰することができる能力</li> <li>・法の基礎知識と応用力</li> </ul>	

### 企業法務コース

		1年次	2年次	3～4年次	身につく力	
共通教養科目		FYS, 哲学Ⅰ・Ⅱ, 世界史Ⅰ・Ⅱ, 社会学Ⅰ・Ⅱ, 現代社会思想論Ⅰ・Ⅱ, 経済学Ⅰ・Ⅱ, 文化人類学Ⅰ・Ⅱ, 公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲ			市民あるいは専門職業人としての幅広い教養	
専攻科目	A群科目	現代社会と法, 憲法Ⅰ・Ⅱ, 民法入門, 民法基礎A, 刑事法入門	憲法Ⅲ・Ⅳ, 民法基礎B・C, 刑法Ⅰ・Ⅱ, 会社法Ⅰ・Ⅱ, 商法Ⅰ・Ⅱ	刑法Ⅲ・Ⅳ, 民事訴訟法Ⅰ	法学・政治学を学ぶうえでもっとも重要かつ基本的な科目群	
	B群科目	政治学入門, 法学部入門演習, 法学部基礎演習Ⅰ	環境法Ⅰ・Ⅱ, 消費者法Ⅰ・Ⅱ, 日本政治, 法学部基礎演習Ⅱ	家族法, 手形・小切手法, 経済法Ⅰ・Ⅱ, 民事訴訟法Ⅱ, 知的財産法Ⅰ・Ⅱ, 労働法Ⅰ・Ⅱ, 社会保障法Ⅰ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法学・政治学の基礎的な知識や考え方。</li> <li>・先端的, 応用的な法現象, 政治現象に関する知識</li> </ul>	
	C群科目	日本近現代法史Ⅰ・Ⅱ	行政法Ⅰ・Ⅱ, 国際法Ⅰ・Ⅱ, 比較政治学Ⅰ・Ⅱ, 国際政治学Ⅰ・Ⅱ, 日本政治史, 法学部ゼミナールⅠ	刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ, 法哲学Ⅰ・Ⅱ, 法社会学Ⅰ・Ⅱ, 比較法Ⅰ・Ⅱ, 国際法Ⅲ・Ⅳ, 日本政治思想史Ⅰ・Ⅱ, 法学部ゼミナールⅡ・Ⅲ	法学・政治学の専門的な知識・技能	
		法学政治学英語特講Ⅰ～Ⅳ	法学政治学英語特講Ⅴ・Ⅵ	法律学特修（民法）Ⅰ・Ⅱ, 法律学特修（刑法）Ⅰ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語力</li> <li>・法学の専門的・応用的な知識</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的思考力と正義感覚</li> <li>・法体系全体を俯瞰することができる能力</li> <li>・経営・取引実務上必要とされる法学的素養</li> </ul>	

現代社会コース

		1年次	2年次	3～4年次	身につく力	
共通教養科目		FYS, 哲学Ⅰ・Ⅱ, 世界史Ⅰ・Ⅱ, 社会学Ⅰ・Ⅱ, 現代社会思想論Ⅰ・Ⅱ, 経済学Ⅰ・Ⅱ, 文化人類学Ⅰ・Ⅱ, 公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲ			市民あるいは専門職業人としての幅広い教養	
専攻科目	A群科目	現代社会と法, 憲法Ⅰ・Ⅱ, 民法法入門, 民法基礎A, 刑事法入門	憲法Ⅲ・Ⅳ, 民法基礎B・C, 刑法Ⅰ・Ⅱ, 行政法Ⅰ・Ⅱ, 環境法Ⅰ・Ⅱ, 国際法Ⅰ・Ⅱ	刑法Ⅲ・Ⅳ, 社会保障法Ⅰ・Ⅱ	法学・政治学を学ぶうえでもっとも重要かつ基本的な科目群	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的思考力と正義感覚</li> <li>・法体系全体を俯瞰することができる能力</li> <li>・先端的な社会問題に対応する能力</li> </ul>
	B群科目	政治学入門, 法学部入門演習, 法学部基礎演習Ⅰ	会社法Ⅰ・Ⅱ, 商法Ⅰ・Ⅱ, 消費者法Ⅰ, 日本政治, 法学部基礎演習Ⅱ	家族法, 民事訴訟法Ⅰ, 比較法Ⅰ・Ⅱ, 労働法Ⅰ・Ⅱ, 知的財産法Ⅰ・Ⅱ, 経済法Ⅰ・Ⅱ, 自治体法Ⅰ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法学・政治学の基礎的な知識や考え方。</li> <li>・先端的, 応用的な法現象, 政治現象に関する知識</li> </ul>	
	C群科目	日本近現代法史Ⅰ・Ⅱ	消費者法Ⅱ, 比較政治学Ⅰ・Ⅱ, 国際政治学Ⅰ・Ⅱ, 日本政治史, 法学部ゼミナールⅠ	民事訴訟法Ⅱ, 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ, 法哲学Ⅰ・Ⅱ, 法社会学Ⅰ・Ⅱ, 手形・小切手法, 国際法Ⅲ・Ⅳ, 日本政治思想史Ⅰ・Ⅱ, 法学部ゼミナールⅡ・Ⅲ	法学・政治学の専門的な知識・技能	
		法学政治学英語特講Ⅰ～Ⅳ	法学政治学英語特講Ⅴ・Ⅵ	法律学特修(民法)Ⅰ・Ⅱ, 法律学特修(刑法)Ⅰ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語力</li> <li>・法学の専門的・応用的な知識</li> </ul>	



〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★印は開講期変更科目、△印は要受講科目を示す。
- 2 △印の要受講科目は、卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目ではないが、全員が受講しなければならない科目である。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 科目によっては履修資格や人数が制限される場合があるので注意すること。
- 4 共通教養科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 5 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の6の場合も同じ)。
- 6 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 7 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 8 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記5・6の制限の枠外とする。
- 9 「法曹養成プログラム」受講者は○印の科目を2年次に履修することを認める。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通教養科目										専攻科目				自由 選択科目	合 計	
	共通基盤科目					共通テーマ科目					A 群	B 群	C 群	関 連 科 目			専 攻 科 目 合 計
	F Y S	外 国 語 科 目 (英 語)	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野	人 間 形 成 の 分 野	グ ロー バ ル 経 済 を 学 ぶ	社 会 と 人 間	科 学 技 術 と 社 会	生 と 死 を 考 え る							
入学年度																	
2014年度 以降入学	2	8	4	4	4		2				32	28	28	30	86	14	132
			8														

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通教養科目については、次の単位を含めて32単位以上修得すること。
  - (1)「FYS」2単位(必修)。
  - (2)「外国語科目」から「英語」を8単位以上。ただし、外国人留学生及び外国高等学校在学経験者(帰国生徒等)は申請により、「英語」に換えて4~6単位を「日本語」とすることができる。なお、8単位に不足する単位は「英語」で補うものとする。
  - (3)人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上。
  - (4)「共通テーマ科目」から2単位以上。
  - (5)人文・社会・自然・人間形成の各分野及び共通テーマ科目から規定の単位数を超えて8単位以上。
  - (6)人間形成の分野のうち「スポーツ文化Ⅰ~Ⅲ」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
  - (7)人間形成の分野のうち「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「国内インターンシップ」、「海外インターンシップ」の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
  - (1)A群から28単位以上修得すること。
  - (2)B群から28単位以上修得すること。



(3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。

4 自由選択科目の単位として、14単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。

(1) 共通教養科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。

(2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。

(3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について ———

- ① 標準年次が実線（———）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線（-----）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、[履修要件]等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。



〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★印は開講期変更科目、△印は要受講科目を示す。
- 2 △印の要受講科目は、卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目ではないが、全員が受講しなければならない科目である。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 科目によっては履修資格や人数が制限される場合があるので注意すること。
- 4 共通教養科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 5 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の6の場合も同じ)。
- 6 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 7 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 8 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記5・6の制限の枠外とする。
- 9 「法曹養成プログラム」受講者は○印の科目を2年次に履修することを認める。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通教養科目										専攻科目				自由 選択 科目	合 計	
	共通基盤科目						共通テーマ科目				A 群	B 群	C 群	関 連 科 目			専 攻 科 目 合 計
	F Y S	外 国 語 科 目 (英 語)	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野	人 間 形 成 の 分 野	グ ロ ー バ ル 経 済 を 学 ぶ	社 会 と 人 間	科 学 技 術 と 社 会	生 と 死 を 考 え る							
2014年度 以降入学	2	8	4	4	4		2				32	28	28	30	86	14	132
			8														

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通教養科目については、次の単位を含めて32単位以上修得すること。
  - (1)「FYS」2単位(必修)。
  - (2)「外国語科目」から「英語」を8単位以上。ただし、外国人留学生及び外国高等学校在学経験者(帰国生徒等)は申請により、「英語」に換えて4～6単位を「日本語」とすることができる。なお、8単位に不足する単位は「英語」で補うものとする。
  - (3)人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上。
  - (4)「共通テーマ科目」から2単位以上。
  - (5)人文・社会・自然・人間形成の各分野及び共通テーマ科目から規定の単位数を超えて8単位以上。
  - (6)人間形成の分野のうち「スポーツ文化Ⅰ～Ⅲ」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
  - (7)人間形成の分野のうち「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「国内インターンシップ」、「海外インターンシップ」の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
  - (1)A群から28単位以上修得すること。
  - (2)B群から28単位以上修得すること。

(3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。

4 自由選択科目の単位として、14単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。

(1) 共通教養科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。

(2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。

(3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- |   |
|---|
| <p>① 標準年次が実線（———）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。</p> <p>② 標準年次が破線（-----）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、[履修要件]等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。</p> |
|---|



〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★印は開講期変更科目、△印は要受講科目を示す。
- 2 △印の要受講科目は、卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目ではないが、全員が受講しなければならない科目である。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 科目によっては履修資格や人数が制限される場合があるので注意すること。
- 4 共通教養科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 5 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の6の場合も同じ)。
- 6 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 7 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 8 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記5・6の制限の枠外とする。
- 9 「法曹養成プログラム」受講者は○印の科目を2年次に履修することを認める。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通教養科目										専攻科目				自由選択科目	合計	
	共通基盤科目						共通テーマ科目				A群	B群	C群	関連科目			専攻科目合計
	FYS	外国語科目(英語)	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える							
入学年度																	
2014年度以降入学	2	8	4	4	4		2				32	28	28	30	86	14	132
			8														

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通教養科目については、次の単位を含めて32単位以上修得すること。
  - (1)「FYS」2単位(必修)。
  - (2)「外国語科目」から「英語」を8単位以上。ただし、外国人留学生及び外国高等学校在学経験者(帰国生徒等)は申請により、「英語」に換えて4~6単位を「日本語」とすることができる。なお、8単位に不足する単位は「英語」で補うものとする。
  - (3)人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上。
  - (4)「共通テーマ科目」から2単位以上。
  - (5)人文・社会・自然・人間形成の各分野及び共通テーマ科目から規定の単位数を超えて8単位以上。
  - (6)人間形成の分野のうち「スポーツ文化Ⅰ~Ⅲ」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
  - (7)人間形成の分野のうち「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「国内インターンシップ」、「海外インターンシップ」の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
  - (1)A群から28単位以上修得すること。
  - (2)B群から28単位以上修得すること。

(3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。

4 自由選択科目の単位として、14単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。

(1) 共通教養科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。

(2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。

(3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について ———

- ① 標準年次が実線（———）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線（-----）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、[履修要件]等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

# 自治行政学科履修案内

(2014年度入学者から適用)

## 【カリキュラムの特色と履修の心構え】

1995年度に設置された自治行政学科では、環境問題、まちづくり、社会福祉等の地域的課題への対処に関して基本的素養と生きた知識をあわせ持つ人材を、地域社会や自治体、企業等へ送り出すことを目標としています。そこで、行政法、自治体法、行政学等々、行政と地方自治の基本原則を解明する基礎的な科目と並んで、環境法、防災法、社会保障法等々、現実の政策課題を探究する先端的な科目を置いています。

また、例えば「自治体法」と「地方自治論」というように、同じ政策課題に対して異なる学問的アプローチをとることで、法律一辺倒ではない複眼的かつ柔軟な思考が身につくよう配慮しています。

さらに、政策過程の現場の生きた知識を授業内容に反映させるため、「環境行政特論」、「まちづくり行政特論」、「消費生活行政特論」等、実務経験者らによる特論科目も設置しています。

本学科ではコース制は導入していませんが、次のような**三つの履修モデル**を用意し、公務員を目指す者に必要とされる基本的知識はもちろんのこと、地域をとりまく諸課題についての知見を得ることができ、各人の問題関心や進路に応じた体系的な学修が行えるよう配慮しています。また、これらのモデルは、地域自治を担う人材に必要な基礎的能力を身につけたうえで、発展的・専門的な知識を学べるような構成になっています。

**モデルⅠ**は、**環境問題**に関心を持ち、公務員、環境関連の企業・団体等の業務分野を志望する者を対象としたモデルです。

**モデルⅡ**は、**まちづくり**に関心を持ち、警察・消防を含む公務員、まちづくりや防災にかかわる企業・団体等の業務分野を志望する者を対象としたモデルです。

**モデルⅢ**は、**社会保障**に関心を持ち、公務員、福祉関連団体や人事労務管理職等の業務分野を志望する者を対象としたモデルです。

みなさんは、日頃から自らの問題関心を深め、それに合った進路を自覚的に選び、上記の履修モデルを参考にしながら自分の将来計画に沿った科目を選択してください。

なお、英語を重点的に学修して将来に生かしたいと考えている人のために、「法学政治学英語特講」等、英語を集中的に学ぶことができるクラスを設けてあります。



【各授業科目区分の概要】

学 科		授業科目区分	概 要	
自治行政学科	共通教養科目	F Y S	専攻科目を学ぶための基盤・前提として、市民あるいは専門職業人としての幅広い教養を培うことをねらいとする科目群	
		外国語科目		
		人文の分野		
		社会の分野		
		自然の分野		
		人間形成の分野		
		共通テーマ科目		
	専攻科目		A群科目	法学・政治学や自治行政を学ぶうえでもっとも重要かつ基本的な科目群
			B群科目	法学・政治学や自治行政を学ぶうえでより重要な科目群で、主に次のような内容のもの
				① 法学の基礎的な知識や考え方を学ぶためのもの
				② 政治学・行政学の基礎的な知識や考え方を学ぶためのもの
				③ 政策過程の現場の生きた知識を学ぶためのもの
			④ 少人数の演習形式により、法学・政治学の基礎的な素養を身につけるためのもの	
			C群科目	法学・政治学や自治行政をより専門的に学ぶための科目群で、主に次のような内容のもの
		法学部ゼミナール	少人数の演習形式により、法学・政治学・行政学の専門的な知識・技能を身につけるためのもの	
	法学政治学英語特講	少人数の演習形式により、英語力を集中的に身につけるためのもの		
	その他	法学・政治学・行政学の専門的・応用的な知識を学ぶためのもの		
	関 連 科 目	他学部設置の法学・政治学の隣接科目及び「情報処理」		

## 【履修モデル】

### ① モデルⅠ【環境法政型】

環境問題に関心を持ち、公務員、環境関連の企業・団体等の業務分野を志望する者を対象としたモデルです。

(2014年度入学者から適用)

科目区分		授業科目名
共通教養科目	共通基盤科目	FYS (必修), 英語 (必修), 倫理学Ⅰ・Ⅱ, 社会学Ⅰ・Ⅱ, 政治学Ⅰ・Ⅱ, 経済学Ⅰ・Ⅱ, 環境科学Ⅰ・Ⅱ, 人文地理学Ⅰ・Ⅱなど
	共通テーマ科目	公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲなど
専攻科目	A 群 科目	現代社会と法, 憲法Ⅰ～Ⅳ, 民法入門, 刑法入門, 政治学入門, 民法基礎A～C, 日本政治, 基本行政学, 応用行政学, 行政法Ⅰ・Ⅱ, 自治体法Ⅰ・Ⅱ, 環境法Ⅰ・Ⅱ, 地方自治論Ⅰ・Ⅱ, 公共経営論, 自治体経営論など
	B 群 科目	法学部入門演習, 法学部基礎演習Ⅰ・Ⅱ, 刑法Ⅰ～Ⅳ, 環境行政特論, 地域国際協力特論, まちづくり行政特論, 防災行政とまちづくり, 防災法・危機管理法, 政策過程論, 公務員制度論など
	C 群 科目	法学部ゼミナールⅠ～Ⅲ, 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ, 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ, 国際法Ⅰ～Ⅳ, 社会学Ⅰ・Ⅱなど

### ② モデルⅡ【まちづくり型】

まちづくりに関心を持ち、警察・消防を含む公務員、まちづくりや防災にかかわる企業・団体等の業務分野を志望する者を対象としたモデルです。

(2014年度入学者から適用)

科目区分		授業科目名
共通教養科目	共通基盤科目	FYS (必修), 英語 (必修), 社会学Ⅰ・Ⅱ, 政治学Ⅰ・Ⅱ, 経済学Ⅰ・Ⅱ, 環境科学Ⅰ・Ⅱ, 人文地理学Ⅰ・Ⅱ, 建築と都市Ⅰ・Ⅱなど
	共通テーマ科目	公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲなど
専攻科目	A 群 科目	現代社会と法, 憲法Ⅰ～Ⅳ, 民法入門, 刑法入門, 政治学入門, 民法基礎A～C, 日本政治, 基本行政学, 応用行政学, 行政法Ⅰ・Ⅱ, 自治体法Ⅰ・Ⅱ, 環境法Ⅰ・Ⅱ, 地方自治論Ⅰ・Ⅱ, 地方財政論Ⅰ・Ⅱ, 公共経営論, 自治体経営論など
	B 群 科目	法学部入門演習, 法学部基礎演習Ⅰ・Ⅱ, 刑法Ⅰ～Ⅳ, 環境行政特論, 地域国際協力特論, まちづくり行政特論, 防災行政とまちづくり, 防災法・危機管理法, 都市政策論Ⅰ・Ⅱ, 政策過程論, 公務員制度論など
	C 群 科目	法学部ゼミナールⅠ～Ⅲ, 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ, 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ, 国際法Ⅰ～Ⅳ, 不動産法実務, 刑事政策, 少年法など

### ③ モデルⅢ【社会保障型】

社会保障に関心を持ち、公務員、福祉関連団体や人事労務管理職等の業務分野を志望する者を対象としたモデルです。

(2014年度入学者から適用)

科目区分		授業科目名
共通教養科目	共通基盤科目	FYS (必修), 英語 (必修), 倫理学Ⅰ・Ⅱ, 社会学Ⅰ・Ⅱ, 社会心理学Ⅰ・Ⅱ, 政治学Ⅰ・Ⅱ, 経済学Ⅰ・Ⅱ, ジェンダー論Ⅰ・Ⅱなど
	共通テーマ科目	公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲなど
専攻科目	A 群 科目	現代社会と法, 憲法Ⅰ～Ⅳ, 民法入門, 刑法入門, 政治学入門, 民法基礎A～C, 日本政治, 基本行政学, 応用行政学, 行政法Ⅰ・Ⅱ, 自治体法Ⅰ・Ⅱ, 社会保障法Ⅰ・Ⅱ, 地方自治論Ⅰ・Ⅱ, 地方財政論Ⅰ・Ⅱ, 公共経営論, 自治体経営論など
	B 群 科目	法学部入門演習, 法学部基礎演習Ⅰ・Ⅱ, 刑法Ⅰ～Ⅳ, 地域国際協力特論, まちづくり行政特論, 消費生活行政特論, 政策過程論, 公務員制度論, 労働法Ⅰ・Ⅱなど
	C 群 科目	法学部ゼミナールⅠ～Ⅲ, 家族法, 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ, 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ, 国際法Ⅰ～Ⅳ, 会社法Ⅰ・Ⅱ, 消費者法Ⅰ・Ⅱ, ジェンダーと法など

## 履修系統図（自治行政学科）

### モデルⅠ：環境法政型

		1年次	2年次	3・4年次	身につく力	
共通教養科目		倫理学Ⅰ・Ⅱ，社会学Ⅰ・Ⅱ，政治学Ⅰ・Ⅱ，経済学Ⅰ・Ⅱ，環境科学Ⅰ・Ⅱ，人文地理学Ⅰ・Ⅱ，公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲ			・市民あるいは専門職業人としての幅広い教養	・環境保護をはじめ，地域自治をめぐる現代的課題に対する洞察力及び対応力
専攻科目	A群科目	現代社会と法，憲法Ⅰ・Ⅱ，民法入門，民法基礎A，刑事法入門，政治学入門	憲法Ⅲ・Ⅳ，民法基礎B・C，行政法Ⅰ・Ⅱ，自治体法Ⅰ・Ⅱ，環境法Ⅰ・Ⅱ，基本行政学，応用行政学，日本政治	地方自治論Ⅰ・Ⅱ，公共経営論，自治体経営論	・法学・政治学や自治行政のもっとも重要かつ基本的な知識	・地域社会に存在する多様な価値観や生活様式を理解し尊重する広い視野
	B群科目	法学部入門演習，法学部基礎演習Ⅰ，環境行政特論，地域国際協力特論	法学部基礎演習Ⅱ，刑法Ⅰ・Ⅱ，まちづくり行政特論	刑法Ⅲ・Ⅳ，防災行政とまちづくり，防災法・危機管理法，政策過程論，公務員制度論	・法学・政治学や自治行政の基礎的な知識や考え方 ・政策過程の現場の生きた知識	・地域自治のリーダーとなりうる実践力
	C群科目		法学部ゼミナールⅠ，国際法Ⅰ・Ⅱ	法学部ゼミナールⅡ・Ⅲ，民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，国際法Ⅲ・Ⅳ，法社会学Ⅰ・Ⅱ	・法学・政治学・行政学の専門的かつ応用的な知識や技能	

### モデルⅡ：まちづくり型

		1年次	2年次	3・4年次	身につく力	
共通教養科目		社会学Ⅰ・Ⅱ，政治学Ⅰ・Ⅱ，経済学Ⅰ・Ⅱ，環境科学Ⅰ・Ⅱ，人文地理学Ⅰ・Ⅱ，建築と都市Ⅰ・Ⅱ，公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲ			・市民あるいは専門職業人としての幅広い教養	・まちづくりをはじめ，地域自治をめぐる現代的課題に対する洞察力及び対応力
専攻科目	A群科目	現代社会と法，憲法Ⅰ・Ⅱ，民法入門，民法基礎A，刑事法入門，政治学入門	憲法Ⅲ・Ⅳ，民法基礎B・C，行政法Ⅰ・Ⅱ，自治体法Ⅰ・Ⅱ，環境法Ⅰ・Ⅱ，基本行政学，応用行政学，日本政治	地方自治論Ⅰ・Ⅱ，地方財政論Ⅰ・Ⅱ，公共経営論，自治体経営論	・法学・政治学や自治行政のもっとも重要かつ基本的な知識	・地域社会に存在する多様な価値観や生活様式を理解し尊重する広い視野
	B群科目	法学部入門演習，法学部基礎演習Ⅰ，環境行政特論，地域国際協力特論	法学部基礎演習Ⅱ，刑法Ⅰ・Ⅱ，まちづくり行政特論	刑法Ⅲ・Ⅳ，防災行政とまちづくり，防災法・危機管理法，都市政策論Ⅰ・Ⅱ，政策過程論，公務員制度論	・法学・政治学や自治行政の基礎的な知識や考え方 ・政策過程の現場の生きた知識	・地域自治のリーダーとなりうる実践力
	C群科目		法学部ゼミナールⅠ，国際法Ⅰ・Ⅱ	法学部ゼミナールⅡ・Ⅲ，民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，国際法Ⅲ・Ⅳ，刑事政策，少年法，不動産法実務	・法学・政治学・行政学の専門的かつ応用的な知識や技能	

モデルⅢ：社会保障型

		1年次	2年次	3・4年次	身につく力	
共通教養科目		倫理学Ⅰ・Ⅱ，社会学Ⅰ・Ⅱ，社会心理学Ⅰ・Ⅱ，政治学Ⅰ・Ⅱ，経済学Ⅰ・Ⅱ，ジェンダー論Ⅰ・Ⅱ，公共の新しいかたちをもとめてⅠ～Ⅲ			・市民あるいは専門職業人としての幅広い教養	・社会福祉をはじめ，地域自治をめぐる現代的課題に対する洞察力及び対応力
専攻科目	A群科目	現代社会と法，憲法Ⅰ・Ⅱ，民法入門，民法基礎A，刑事法入門，政治学入門	憲法Ⅲ・Ⅳ，民法基礎B・C，行政法Ⅰ・Ⅱ，自治体法Ⅰ・Ⅱ，基本行政学，応用行政学，日本政治	社会保障法Ⅰ・Ⅱ，地方自治論Ⅰ・Ⅱ，地方財政論Ⅰ・Ⅱ，公共経営論，自治体経営論	・法学・政治学や自治行政のもっとも重要かつ基本的な知識	・地域社会に存在する多様な価値観や生活様式を理解し尊重する広い視野
	B群科目	法学部入門演習，法学部基礎演習Ⅰ，環境行政特論，地域国際協力特論	法学部基礎演習Ⅱ，刑法Ⅰ・Ⅱ，消費生活行政特論，まちづくり行政特論	刑法Ⅲ・Ⅳ，防災行政とまちづくり，防災法・危機管理法，労働法Ⅰ・Ⅱ，政策過程論，公務員制度論	・法学・政治学や自治行政の基礎的な知識や考え方 ・政策過程の現場の生きた知識	・地域自治のリーダーとなりうる実践力
	C群科目		法学部ゼミナールⅠ，消費者法Ⅰ・Ⅱ，会社法Ⅰ・Ⅱ，国際法Ⅰ・Ⅱ	法学部ゼミナールⅡ・Ⅲ，家族法，民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，国際法Ⅲ・Ⅳ，ジェンダーと法	・法学・政治学・行政学の専門的かつ応用的な知識や技能	



〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★印は開講期変更科目、△印は要受講科目を示す。
- 2 △印の要受講科目は、卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目ではないが、全員が受講しなければならない科目である。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 科目によっては履修資格や人数が制限される場合があるので注意すること。
- 4 共通教養科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 5 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の6の場合も同じ)。
- 6 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 7 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 8 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記5・6の制限の枠外とする。
- 9 「法曹養成プログラム」受講者は○印の科目を2年次に履修することを認める。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔自治行政学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通教養科目										専攻科目					合計	
	共通基盤科目					共通テーマ科目					A群	B群	C群	関連科目	専攻科目合計		自由選択科目
	FYS	外国語科目(英語)	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える							
2014年度以降入学	2	8	4	4	4		2				32	28	28	30	86	14	132
			8														

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通教養科目については、次の単位を含めて32単位以上修得すること。
  - (1)「FYS」2単位(必修)。
  - (2)「外国語科目」から「英語」を8単位以上。ただし、外国人留学生及び外国高等学校在学経験者(帰国生徒等)は申請により、「英語」に換えて4～6単位を「日本語」とすることができる。なお、8単位に不足する単位は「英語」で補うものとする。
  - (3)人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上。
  - (4)「共通テーマ科目」から2単位以上。
  - (5)人文・社会・自然・人間形成の各分野及び共通テーマ科目から規定の単位数を超えて8単位以上。
  - (6)人間形成の分野のうち「スポーツ文化Ⅰ～Ⅲ」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
  - (7)人間形成の分野のうち「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「国内インターンシップ」、「海外インターンシップ」の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
  - (1)A群から28単位以上修得すること。
  - (2)B群から28単位以上修得すること。
  - (3)C群及び関連科目から30単位以上修得すること。  
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、14単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。

- (1) 共通教養科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
- (2) 法律学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
- (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

—— 教育課程における標準年次の区切線について ——

- ① 標準年次が実線（———）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線（-----）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、[履修要件]等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。